

改正健康増進法が令和2年4月に全面施行となります

飲食店内を喫煙可能とする場合は

保健所への届出が必要です！

届出を
行う前に...

以下の要件を**すべて満たしている**かを確認してください

- 要件 1 令和2年4月1日時点で、営業している店舗である。
- 要件 2 資本金又は出資の総額が5,000万円以下である。
- 要件 3 客席面積が100㎡以下である。

要件をすべて満たす飲食店に限り、経過措置として店（室）内を喫煙可能とすることができます。

（要件を満たさない飲食店は、喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置を選択することが可能です。）

喫煙可能とするには、
喫煙室の技術的基準を
満たす必要があります。

技術的基準については
↓こちら(厚労省HP) ↓



従業員や家族連れで
あっても、20歳未満の
者の立入は禁止され、
広告・宣伝の際にも
その旨を明記する
必要があります。

喫煙可能室の出入口や
施設の出入口に標識を
掲示し、広告・宣伝の
際にも設置について明
記してください。



喫煙可能室廃止時は、
廃止届の提出とともに
標識を除去してくださ
い。

また、店舗の要件（資
本金・客席面積）等が
変更になった場合も再
度届出が必要です。

届 出 先

届出様式に必要事項を記載し、郵送又は来所により御提出ください。

※ 記載事項の確認のため、保健所から連絡する場合があります。

保 健 所	住 所	電話番号	対象市町村
東津軽保健所	030-0113 青森市第二問屋町4-11-6	017-739-5421	平内・今別・蓬田・外ヶ浜
中南保健所	036-8356 弘前市下白銀町14-2	0172-33-8521	弘前・黒石・平川・西目屋・藤崎・大鰐・ 田舎館・板柳
三戸保健所	039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-5111	おいらせ・三戸・五戸・田子・南部・階上・新郷
西北保健所	037-0056 五所川原市末広町14	0173-34-2108	五所川原・つがる・鯉ヶ沢・深浦・鶴田・中泊
上北保健所	034-0082 十和田市西二番町10-15	0176-23-4261	十和田・三沢・野辺地・七戸・六戸・横浜・ 東北・六ヶ所
下北保健所	035-0073 むつ市中央1-3-33	0175-31-1388	むつ・大間・東通・風間浦・佐井
青森市保健所	030-0962 青森市佃2-19-13	017-743-6111	青森
八戸市保健所	031-8686 八戸市内丸1-1-1	0178-43-9184	八戸



青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課

お問い合わせ ☎ 0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 1 6

青森県 受動喫煙防止対策

